

[会社の税務 よろず相談室(公) 法人税その36 法人が賃借建物等に保険を付した場合

- Q:法人が賃借している建物等を対象とする損害保険 の保険料を支払った場合の取扱いについて教えて下 さい。
- A:下表のとおり、契約の種類が長期の損害保険契約 かどうか、保険契約者(満期返戻金受取人)が「借 りている法人」か「建物等の所有者」かにより取扱 いが異なります。

契約の種類	保険の 対象物件	契約者 (満期返戻金 受取人)	被保険者	保険料負担者	保険料の取扱い	
					積立保険料 以外の部分	積立保険料 相当部分
長期の損害保険契 約	賃借建物等	法人	建物等の 所有者		損金算入 (支払保険料)	資産計上 (保険料積立金)
		建物等の所有者		法人	損金算入 (建物等の賃借料)	
長期の損害保険契 約以外の損害保険 契約	賃借建物等	法人	建物等の 所有者	丛 八	損金算入 (支払保険料)	
		建物等の所有者			損金算入 (建物等の賃借料)	

なお、法人が賃借している建物等が役員又は使用人から賃借しているもので当該役員又は使用人に使用させている ものである場合は、これらの取扱いと異なりますのでご注意ください。(後述参考「法人税基本通達9 - 3 - 10」)

【法人税基本通達9-3-9】

法人が、保険期間が3年以上で、かつ、当該保険期間満了後に満期返戻金を支払う旨の定めのある損害保険契約(これに類する共済に係る契約を含む。以下「長期の損害保険契約」という。)について保険料(共済掛金を含む。以下同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額のうち積立保険料に相当する部分の金額は保険期間の満了又は保険契約の解除若しくは失効の時までは資産に計上するものとし、その他の部分の金額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。

(注)支払った保険料の額のうち、積立保険料に相当する部分の金額とその他の部分の金額との区分は、保 険料払込案内書、保険証券添付書類等により区分されているところによる。

【法人税基本通達9-3-10】

法人が賃借している建物等(役員又は使用人から賃借しているもので当該役員又は使用人に使用させているものを除く。)に係る長期の損害保険契約について保険料を支払った場合には、当該保険料については、次に掲げる区分に応じ、次による。

- (1)法人が保険契約者となり、当該建物等の所有者が被保険者となっている場合 法人税基本通達9-3-9による。
- (2) 当該建物等の所有者が保険契約者及び被保険者となっている場合 保険料の全部を当該建物等の賃借料とする。

(税制委員会:小林秀子、赤羽勝巳、甕秀行グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、 さまざまな分野の新薬の研究・開発に、とり組んでまいります。

キッセイ薬品工業株式会社

本 社:〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号 U R L:http://www.kissei.co.jp/

